

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券等
－償却原価法（定額法） ※該当事項はない
- ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの
－決算日の市場価格等に基づく時価法 ※該当事項はない

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物並びに器具及び備品一定額法
- ・ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金－ ※該当事項はない
- ・ 賞与引当金－ 職員賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

従前の会計処理方法は、社会福祉法人会計基準（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号）によるものであったが、社会福祉法人会計基準（平成 23 年 7 月 27 日雇児発・社援発・老発 0727 第 1 号）が示されたことに伴い、平成 28 年度より新会計基準に移行している。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号1様式、第2号1様式、第3号1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号2様式、第2号2様式、第3号2様式）
当法人では、事業区分が一つのため、作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号3様式、第2号3様式、第3号3様式）
当法人では、社会福祉事業の拠点が一つのため、作成していない。
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号3様式、第2号3様式、第3号3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - (ア) ジョイント・ほっと拠点（社会福祉事業）
 - 「法人本部」
 - 「就労継続支援 B 型事業所ジョイント・ほっと」
 - 「相談支援事業所陽なた」
 - 「コミュニティーサロンふう」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項はない。

8. 担保に供している資産

該当事項はない。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高

基本財産 建物	7,074,996	5,597,780	1,477,216
有形固定資産 車輛運搬具	814,090	814,089	1
有形固定資産 器具及び備品	8,456,553	6,746,570	1,709,983
有形固定資産 機械及び装置	145,950	87,187	58,763
合計	15,853,589	12,359,345	3,494,244

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当事項はない。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当事項はない。

14. 重要な後発事象

該当事項はない。

**15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項**

該当事項はない。